

薬食化発第 0602003 号
平成 21 年 6 月 2 日

別紙の関係団体の長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課
化学物質安全対策室長

毒物又は劇物の流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）に基づく毒物及び劇物の適正な使用及び管理につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

毒物及び劇物取締法においては、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的としており、同法に基づく毒物劇物の適正な管理を都道府県等の自治体を通じて指導しているところです。

しかしながら先般、平成 21 年 5 月 23 日に新潟県内の劇物製造事業所において劇物たる塩素の漏洩事故が発生し、新潟市が近隣住民に避難を要請しました。本事故についての詳細は現在調査中であるものの、設備の老朽化に起因する製造設備の使用における破損が原因として考えられています。

また、平成 21 年 4 月 15 日には、愛媛県内の劇物製造事業所における塩素の漏洩により、近隣住民 4 名を含む 32 名が医療機関を受診した事故が発生しています。本事故については、運転員による設備の誤操作が原因であり、作業手順書の記載が不十分であったこと及び運転員以外の者による作業手順の確認が行われていなかったことが当該事業所により報告されています。

毒物及び劇物取締法においては、毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上取り扱う事業者に対して、毒物又は劇物がその製造所等の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないことを規定しているところ、上記のような劇物たる塩素の大規模な漏洩事故が相次いで発生したことは誠に遺憾です。

つきましては、同種の漏洩事故の再発を防止するため、下記の事項を傘下事

業者に要請して頂きますよう格別の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 毒物若しくは劇物の製造設備若しくは貯蔵設備、又は毒物若しくは劇物を使用する設備について、日常点検、定期検査等を含めた自己点検の実施を徹底すること。
- 2 前記の検査等の実施にあたっては、昭和 60 年 4 月 5 日付け薬安第 73 号の別添に示されている基準（別添 1）を遵守すること。なお、本基準は毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備基準であるが、毒物若しくは劇物の製造設備又は毒物若しくは劇物を使用する設備についても本基準に示す検査等を準用されたいこと。
- 3 毒物劇物に関わるすべての作業手順を点検し、保健衛生上の危害を生じる可能性のある人為的ミス、機器の故障等を特定し、それを防止するための措置を講じるとともに、可能な限り、人為的ミス、装置の故障等が発生したとしても毒物劇物流出等の事故につながらないような措置を講じること。
- 4 昭和 50 年 11 月 6 日付け薬安発第 80 号・薬監第 134 号に示す毒物劇物危害防止規定が作成されていることを確認するとともに、その内容が適切であるか点検を行うこと。なお、毒物劇物危害防止規定については別添 2 のとおりモデルが示されているので参考とされたいこと。

参考 1:新潟県で発生した劇物製造事業所における塩素漏洩事故について(概要)

- 1 発生日時 平成 21 年 5 月 23 日
- 2 発生場所 新潟県新潟市
- 3 発生状況
液体塩素の製造タンクと圧力計をつなぐ配管に穴があき、塩素ガスがタンク外に漏洩したもの。
- 4 被害状況等
新潟市が近隣住民 294 世帯に避難を要請した。被害者はなし。

参考 2:愛媛県で発生した劇物製造事業所における塩素漏洩事故について(概要)

- 1 発生日時 平成 21 年 4 月 15 日
- 2 発生場所 愛媛県新居浜市
- 3 発生状況
バルブの誤操作により、過剰の塩素ガスが塩素除害塔に流入し、除害しきれなかった塩素ガスが漏洩したもの。
- 4 被害状況等
近隣住民 4 人を含む 32 人が医療機関を受診した。いずれも軽傷。